

Topics

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 王銳 著
信成国際税理士法人 代表社員 高木慎一 監修

★《国家税務総局 国外における建築サービス等の提供に係る問題に関する公

告》の解説

(国家税務総局公告, 2016年第69号, 2016年11月4日発布)

一、公告発布の背景

営業税から増価税への改革試行地点が全国的に推進される状況の中、管理規定の更なる明確化、手続の簡素化、改革試行の安定的な運用確保、並びに納税者による十分な権利享受を目的として、国家税務総局は《国家税務総局 国外における建築サービス等の提供に係る問題に関する公告》を制定し、関連事項を明確化した。

二、公告により明確化された事項

(1) 提出を要する証明資料の簡素化及び明確化

国内企業もしくは個人が、施工場所が国外である建築プロジェクトにサービス提供を行う場合、もしくは国外で旅行サービスを提供する場合において、増価税免税申請を行うにあたり、プロジェクトまたはサービス提供場所が国外であることを証明するために提出が必要な資料を簡素化した。また、国外企業および個人が国際運輸サービスに係る増価税免税措置を享受するために必要な資料を明確化した。

(2) 一部の政策について執行実務を明確化

1. 納税者が建築サービスを提供する際、発注者が工事代金の一部を保証金等として留保する場合において、発票を発行していないものについては、実際に代金を受領した時を納税義務の発生時期とすることを明確化した。

2. 納税者がサービスアパートメントを貸し出し、同時に一連のサービスを提供するものは、賃貸期間の長短に関わらず、宿泊サービスとして増価税が課されることを明確化した。

3. 国外企業が教育部試験センター及びその直属機関を通して国内で試験を行う場合、教育部試験センター及びその直属機関は、受領した試験費用から国外企業へ支払った費用を控除した残額を課税売上金額とし、「教育補助サービス」の提供とし増価税を納税すると同時に、国外企業の増価税

が控除されることを明確化した。代理取得して国外企業に支払われる試験費用について、増価税専用発票を発行する事は認められないが、増価税普通発票を発行することが出来る。

4. ビザ取得代行サービスを提供する納税者は、受領した報酬金額および報酬に含まれない費用の総額から、サービスの受け手から受領して外交部、国外の中国大使館（領事館）に代理で支払ったビザ費用、認証費用を控除した後の残額を課税売上金額とすることを明確化した。サービスの受け手から受領して代行支払いするビザ代金、認証費について、増価税専用発票を発行する事は認められないが、増価税普通発票を発行することが出来る。

5. 輸入代行を行う納税者について、輸入段階の増価税が免除される貨物について、委託者から受領して代理支払いする貨物代金は課税売上金額に含まれないことを明確化した。委託者から受領して代行支払いする貨物代金について、増価税専用発票を発行する事は認められないが、増価税普通発票を発行することが出来る。

6. 旅行サービスを提供する納税者について、列車のチケット、航空チケット等の交通費に係る発票の原本を回収できないものは、そのコピーを差額控除の証明資料とする事が出来ることを明確化した。

(3) 宿泊業の小規模納税者が自ら増価税専用発票を発行する試行地点を拡大

営業税から増価税への改革を順調に実施し、納税者の発票利用を利便化するために、国家税務総局は、2016年7月に《国家税務総局 一部地区における宿泊業の増価税小規模納税者が自ら増価税専用発票を発行することに関する事項の公告》(国家税務総局公告2016年第44号)を発布し、2016年8月1日より、試行地域において宿泊業を営む小規模納税者

Topics

による専用発票発行を開始した。試行地域の範囲は全国91都市で、月次の販売額が3万元超（または四半期の販売額が9万元超）の宿泊業を営む増価税小規模納税者である。試行後3か月を経過したが、全

体的に順調な状況であり、国家税務総局は91都市という試行地域の範囲を全国に拡大する事を決定した。

★《国家税務総局 納税者による不動産譲渡に係る増価税差額納税の控除証明に関する公告》の解説

(国家税務総局公告, 2016年第73号, 2016年11月24日発布)

《国家税務総局〈納税者による不動産譲渡に係る増価税徴収管理暫定弁法〉発布に関する公告》(国家税務総局公告2016年第14号)第八条に従って、納税者が受領した売買代金の全額及び売買代金に含まれない費用の合計から、不動産の取得原価もしくは不動産取得時の評価額を控除するに際しては、法令または行政法規、国家税務総局が規定する合法かつ有効な証票を取得する必要がある。当該証票がない場合、取得原価等を控除することは認められない。上述の合法かつ有効な証票とは以下を意味する。

- (1) 稅務部門の管理下にある発票
- (2) 裁判所の判決書、裁定書、調停書、仲裁裁判書、公証債権文書
- (3) 国家税務総局が規定するその他の証明資料

執行の場面において、紛失等の原因により不動産

取得時の発票を提出できないが、不動産の所有権移転時の契約税の納税証明等の資料は提出可能という状況が考えられる。このような状況について、本公告では以下を明確化した。

- (一) 納税者が不動産を譲渡し、関連規定に準拠して差額方式で増価税を納税する際に、紛失等の原因で不動産取得時の発票を提出できない場合、その他の納税証明等を税務機関に提出することで差額控除が認められる。
- (二) 契約税の計算金額から差額控除を実行する場合、公告に示された公式により増価税納税額を計算する。
- (三) 不動産取得時の発票と契約税の税額計算が可能な納税証明等の資料の双方を保管している場合、発票を基準として差額控除を行う。